

公益社団法人香川県宅地建物取引業協会会報誌



# 宅建かわわ

第239号(春号)



イメージキャラクター  
たくぼくん

公益社団法人香川県宅地建物取引業協会 発行



## 令和7年度 第2回宅地建物取引業者研修会（本部研修会）開催

令和8年2月3日(火)サンメッセ香川2階サンメッセホールにて第2回宅地建物取引業者研修会（本部研修会）が開催された。

今回も、「対面形式」ZOOMウェビナー利用による「オンラインライブ形式」、YouTubeによる「録画動画形式」の3方式での受講となった。



吉田会長あいさつ



松下専務理事あいさつ

なお、研修内容は以下のとおり。

### 研修内容

演題 「宅地建物取引業と人権～誰もが安心して笑顔で暮らせる社会をめざして～」

講師 香川県 総務部 人権・同和政策課  
参事 雨霧 壽男 氏

演題 「改正住宅セーフティネット法について」

講師 香川県 土木部 住宅課  
主任 田邊 裕貴 氏

演題 「テロ未然防止について」

講師 香川県警察本部警備部公安課担当官

演題 「不動産取引全般に必要な建築知識」

講師 株式会社ときそう  
一級建築士 大槻 登清也 氏

一級建築士の大槻先生からは、重要事項説明時における調査のポイント等を随所に地元独自の条例等注意すべき点を盛り込んで頂き、たいへんわかりやすく講義頂いた。

### 参加者数

対面形式：96名

オンラインライブ形式：125名

オンライン録画形式：87名



香川県総務部人権・同和政策課参事 雨霧 壽男 氏



香川県土木部住宅課主任 田邊 裕貴 氏



一級建築士 大槻 登清也 氏





## 令和7年度 第2回新規開業予定者支援セミナー開催

令和7年11月26日(水)午後1時30分より香川県不動産会館3階大会議室において、令和7年度第2回新規開業予定者支援セミナーが開催された。

セミナー課目

1. 「不動産業界の現状と今後の展望」  
不動産鑑定士 松岡 良幸 氏
2. 創業資金等融資のご案内  
日本政策金融公庫高松支店  
上席課長代理 山崎 太地 氏
3. 現役不動産業者の体験談  
坂出地区  
(株)リアスマイル 高木 貴憲 氏
4. 宅地建物取引業開業までの流れ  
事務局



冒頭あいさつする樋口総務・財務委員長

終了後は、個別相談会が開かれた。

## 令和7年度 新規開業者・従事者研修会開催

令和7年12月2日(月)午後1時よりサンポートホール6階「61会議室」にて、新規開業者・従事者研修会が開催された。

この研修会は、1年以内に入会された正・準会員の方々が対象の研修会で年1回開催している。

研修会では、初めに香川県土木部住宅課の宇野香里 課長補佐が「宅地建物取引業者の社会的責務について」と題し、宅建業者が業務を遂行する上で重要な使命と役割を中心に説明頂いた。

次に、「宅地建物取引業の実務上の注意点」と題し、(公財)不動産流通推進センター 教育事業部 並木 英司 氏が講演された。

並木氏は、新たに宅建業に携わるうえで注意すべき点を取引事例を交え説明頂いた。

各演題とも、重要かつ関心のある内容で、新たに開業ならびに従事された方は熱心に聴講していた。



香川県土木部住宅課  
課長補佐 宇野 香里 氏



(公財)不動産流通推進センター  
教育事業部 並木 英司 氏



有馬業務運営委員長あいさつ





## 令和7年度 事業者向け空き家対策セミナー開催

令和8年2月6日(金)午後1時30分より、香川県社会福祉総合センター第1中会議室において、香川県土木部住宅課主催の令和7年度事業者向け空き家対策セミナーが開催された。

本セミナーでは宅地建物取引業者等と市町の空き家対策担当者が出席し、空き家対策の取組事例の紹介や情報交換が行われた。

今回は会場規模の関係から、宅建協会からは各地区から推薦頂いた12名の方々が出席し、民間事業者による空き家対策の取組事例に関するプレゼンテーションや各エリアに分かれての意見交換が行われた。

また、県が創設している空き家利活用サポートチームの当協会会員業者の方々も出席され、空き家の利活用に関する取組事例の紹介等が行われた。

### 空き家対策の取組事例に関するプレゼンテーション



マイホーム・ラボ(株)  
濱井 晴美氏



(有)すず開発  
三好 美鈴氏



綴るパートナーズ(株)  
佐野 和樹氏

特に少子高齢化がますます加速する地方においては空き家問題は年々深刻化しており、宅建業者の役割が一層重要視されている。

## 関係諸官庁年始訪問

令和8年1月5日(月)、吉田孝一会長は、新年の挨拶に関係先の諸官庁等を訪問した。

訪問した各所では、日頃の協会事業活動への支援に対する御礼を述べるとともに、引き続き宅建協会はじめ関係団体への更なる協力と理解を求めた。



川池県議・吉田会長・大山県議・植條県議



吉田会長・岡住宅課課長・豊嶋住宅課副課長



斉藤県議・吉田会長・平木県議



## 令和7年度 第4回理事会・幹事会議事録抜粋

令和8年1月29日(木)午後1時より、香川県不動産会館3階会議室において、令和7年度第4回理事会・幹事会が開催された。

理事総数 38名 出席理事数 35名

監事総数 4名 出席監事数 4名

大西総務・財務副委員長の司会により定足数の報告に基づき本会の成立を告げ開会。

吉田会長が議長に就任し、規約により議事録署名人は会長及び出席監事とし、議事録作成者を事務局と告げ議案審議に入った。

### 議 題

#### [保証協会]

##### I 報告事項

- (1) 全宅保証等中央報告

##### II 決議事項

- (1) 令和8年度 事業計画及び予算(案)について

#### [宅建協会]

##### I 報告事項

- (1) 専門委員会報告

##### II 決議事項

- (1) 組織再編に関する件
- (2) 電子メールによるお知らせ配信サービスの導入について
- (3) 香川県不動産会館電気設備の更改並びに含有物質の分析について

以上、全議案とも承認可決した。



## 全国賃貸不動産管理業協会 入会のご案内



全宅連が母体となって設立した一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会(通称「全宅管理」)は、原状回復や家賃滞納問題、空室率の増加など不動産賃貸業界を取り巻く環境が厳しさを増す中、管理を媒介の延長・付随業務にとどまらない完全に「独立した業務」として確立することを目指しています。

### 事業のご案内 —— 会員の方々限定で各種のサポート事業を行っています。

- 協会HP・会報誌・メールマガジンにて賃貸管理関連トピックス等の情報提供を定期的を実施しています。
- 250種類以上の様々なオリジナル賃貸不動産管理関係書式が、協会HPの会員専用ページから入手できます。
- 賃貸管理業務に必要なノウハウが網羅された「**賃貸不動産管理業務マニュアル**」などの実務に役立つ各種出版物を発行し、無料配布または会員価格で提供しています。
- 毎週実施中の顧問弁護士による**電話法律相談**で法的・実務的なアドバイスが得られます。
- 現場での経験を踏まえた対応策など実務者講師等による会員研修会を実施しています。
- 管理業者の過失による損害賠償請求に備えた「**賃貸管理業賠償責任保険**」に自動的に加入となります。
- 水洩れ事故など入居者からの緊急連絡等を管理業者に代わり対応する「**夜間・休日サポート**」を会員価格で利用できます。
- オーナーに対する月次管理報告書等や事業収支提案書作成のためのパソコンソフトを会員価格で提供しています。
- 入居申込者の信用力を照会できる入居者と信システムや家賃保証システムが利用できます。

など

#### 入会金・年会費

入会金 20,000円 年会費 24,000円(月額2,000円×12ヶ月分)

#### ご入会の手続き

- ① 下記ホームページまたは香川県宅建協会(087-823-2300)宛にご連絡いただければ入会申込書をお送り致します。その申込書に必要事項を記入いただき、全宅管理宛に郵送またはファックス(FAX:03-5821-7330)にてご送付ください。
- ② 入会申込書の到着が全宅管理にて確認できましたら、全宅管理より入会金・年会費のお振込み等その後のお手続きについてご連絡いたします。



## 低未利用土地の適切な利用・管理を促進するための特例措置が延長されます ～長期譲渡所得から最大100万円を控除(最大20万円減税)～

令和2年からスタートした低未利用土地等を譲渡した際の長期譲渡所得にかかる特別控除が令和10年12月31日まで延長される予定です。(令和8年2月18日召集の通常国会にて法案成立後、正式決定)

この制度は、個人が、譲渡価格が500万円以下(用途地域内は800万円以下※)であって、都市計画区域内にある一定の低未利用地を譲渡した場合に、長期譲渡所得から最大100万円を控除する(最大20万円減税)特例措置です。

### ●特例措置の主な適用条件

- ① 譲渡した者が個人であること。
- ② 低未利用土地等(都市計画区域内にある土地基本法第13条第4項に規定する低未利用土地(居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地)又は当該低未利用土地の上に存する権利)であること及び譲渡の後の当該低未利用土地等の利用について、市区町村長の確認がされたものの譲渡であること。
- ③ 譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡であること。
- ④ 低未利用土地等及び当該低未利用土地等とともにした当該低未利用土地等の上にある資産の譲渡の対価の額の合計が500万円を超えない※こと。

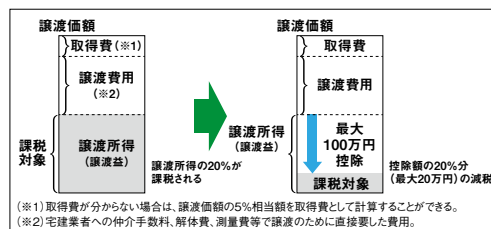
※以下の土地については、譲渡の対価の額の合計が800万円を超えないこと。

- ① 市街化区域内に所在する土地
- ② 非線引き都市計画区域のうち用途地域設定区域に所在する土地
- ③ 所有者不明土地対策計画を作成した自治体の都市計画区域内に所在する土地

・譲渡後に、空き地を駐車場(コインパーキング含む)や資材置場等の低未利用土地に該当する形態で利用する場合は、本特例措置の適用対象とはなりません。

### ●特例措置適用のための手続き

- ① 売主から、物件所在地の市区町村へ確認書の交付申請  
↓
- ② 市区町村が(宅建業者等と連携して)確認を実施
  - ・譲渡された土地・建物が都市計画区域内にある低未利用土地等であること
  - ・買主が購入した土地・建物を利用する意向があること
  - 宅建業者が仲介を行う場合：宅建業者が買主に利用意向を確認し、宅建業者・買主が署名した様式を提出
  - 相対で取引を行う場合：買主が利用意向を記載し、署名した様式を提出
  - ・その他の要件
  - 譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超えること
  - 申請のあった土地等と一筆であった土地から前年又は前々年に分筆された土地等につき、確認書を当該申請者に交付した実績
- ③ 市区町村が確認書を発行  
↓
- ④ 管轄税務署にて確定申告 ※確認書を提出  
↓
- ⑤ 特例適用





●宅地建物取引業者における事務フロー（宅地建物取引業者が仲介した場合）

①売買契約前

- ・ 売主に対して、本特例措置の利用意向を確認（100万控除の制度内容等を説明）

②売買契約時

- ・ 買主に対し、当該土地等の利用意向を有することを確認
- ・ 低未利用土地等確認申請書 別記様式②-1 に利用用途の見込み、利用開始予定時期等を記載
- ・ 別記様式②-1 に宅地建物取引業者が署名
- ・ 買主に対して、別記様式②-1 への署名を求める（自治体によるフォローアップへの協力に係る注釈も含む）

③確認申請書を売主に渡す

- ・ 個人情報保護のため、封をすること等により売主が内容を確認できないよう配慮した上で、低未利用土地等確認申請書を売主に渡す

●各担当市町窓口（令和8年2月時点）

市 町	担当課	連絡先
高松市	住宅政策課	087-839-2136
丸亀市	都市計画課	0877-35-7613
坂出市	都市整備課	0877-44-5017
善通寺市	都市計画課	0877-63-6314
観音寺市	都市整備課	0875-23-3918
さぬき市	都市整備課	087-894-1113
東かがわ市	都市整備課	0879-26-1304
三豊市	都市整備課	0875-73-3048
土庄町	建設課	0879-62-7006
小豆島町	住民生活課	0879-82-7004
三木町	税務課	087-891-3305
宇多津町	地域整備課	0877-49-8012
綾川町	総務課いいまち推進室	087-876-5577
琴平町	企画防災課	0877-75-6711
多度津町	政策課	0877-33-1116
まんのう町	建設土地改良課	0877-73-0107

●各申請用紙

国土交通省ならびに高松市役所のホームページに書式が公開されています。

国土交通省：ホーム>土地・不動産・建設業>土地関係 制度・施策>土地税制>土地の譲渡に関する税制  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo\\_tk5\\_000074.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000074.html)

高 松 市：トップページ>くらしの情報>市の取り組み>まちづくり>都市計画（【期間延長】「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除」に必要な確認について（令和2年7月1日施行））  
[https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/machidukuri/toshi/tosike\\_up20200626.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/machidukuri/toshi/tosike_up20200626.html)



第4回

## 住宅セーフティネット法の改正について

### 1 改正の背景

国の推計によると、人口減少や高齢化の進展により、今後、総世帯数は減少に転じてはなお、高齢者世帯は増加するという見通しが示されており、特に、単身高齢者世帯については、2030年には、全国で約900万世帯(総世帯数約6千万世帯に占める割合は15%)に迫り、その後も増え続けると予想されています。このような中、持ち家を持たない高齢者の住まいの確保が現実の問題となっています。また、賃貸住宅を所有する大家等への意識調査によると、高齢者や障害者、外国人、低所得世帯などの住宅確保要配慮者の入居に対し、一定の拒否感があることが示されています。

今回の法改正では、大家と要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境の整備を図るため、既存制度の拡充や新たな制度の創設が行われました。本日は、今回の法改正のポイントについて、ご説明いたします。

### 2 賃貸借契約が“相続されない”終身建物賃貸借の推進

「終身建物賃貸借」とは、借入者の死亡時に終了する(相続されない)賃貸借のことです。通常の賃貸借契約では入居者の死亡時に賃借権が相続されるため、大家さんが居室に立ち入れなかったり、契約解除のために相続人を探したりする必要があります。高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)に基づき大家さんが事業者として認可を受け、法で求められるバリアフリー基準や面積要件を満たした住宅を届け出ることにより、賃借人と「終身建物賃貸借」契約が締結できます。これにより万が一入居者が死亡した場合は、死亡時点で確定的に契約が終了するため、契約解除のための相続人探しも不要となり、空き室を有効に活用することができます。また、法で認められた契約形態であるため、相続人とのトラブル防止も期待できます。

☞認可、届出先は賃貸住宅の所在地が高松市内である場合は高松市、それ以外の地域は県となります。

☞国土交通省ホームページにて終身建物賃貸借契約の契約書のひな型が公開されています。

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk7\\_000013.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk7_000013.html)

### 3 “残置物処理に困らない”仕組みの普及

単身高齢者等が借入者である場合、前述のとおり入居者が死亡すると賃借権や物件内に残された家財(残置物)の所有権は、その相続人に承継されることとなりますが、相続人の有無や所在が分からない場合は、賃貸借契約の解除や残置物の処理が困難になるケースがあります。そこで、入居者の死亡時に残置物等を円滑に処理することができるように、生前に賃借人と受任者の間で①賃貸借契約の解除と②残置物の処理に関する死後事務委任契約を締結することができます。この契約は、国が令和3年に策定した「残置物の処理等に関するモデル契約条項」を活用することにより実施することがおすすめです。

国のモデル契約条項では、家主は入居者が亡くなったことを知った時に、死後事務委任契約の受任者に通知を行い、受任者は代理権を行使し、家主との合意により当該契約を解除することができます。また、部屋に残された残置物の処理については、入居者が生前に「廃棄する家財」と「送付先などをあらかじめ指定する指定残置物」をリストの作成や目印となるシールを貼ること等により整理しておき、入居者の死亡後に、これらの残置物を指示された場所に送付又は廃棄します。

本契約において、家主は借入者と利害が対立する関係にあるため、受任者となることができないことに注意が必要です。そのため、受任者には推定相続人や身寄りがいない借入者の場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人などが想定されています。

☞「残置物の処理等に関するモデル契約条項」については、国土交通省ホームページにて契約書式が公開されています。

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000101.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000101.html)



## 4 “家賃の滞納に困らない” 仕組みの創設

国土交通省では、安心して家賃債務保証を利用できるように一定の要件を満たす保証業者を登録する制度を平成29年10月に創設し、これまで、121者（令和7年12月末時点）が登録されています。さらに令和7年10月からは、これら登録業者の中から住宅確保要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者として一定の基準を満たす保証業者を認定する制度が創設されました。認定の主な基準としては、後述する居住サポート住宅に入居する要配慮者の家賃債務保証を正当な理由なく断らないこと、すべての要配慮者との契約締結の条件として緊急連絡先を親族などの個人に限定しないこと（法人でも可とする）、家賃債務保証に係る保証人の設定を求めないこと、すべての要配慮者との契約に係る保証料が不当に高いものではないこと等の基準が設けられています。

特に、認定業者を利用することにより、緊急連絡先を親族などの個人に限定しないことが可能となるため、身寄りのない要配慮者にとっては、住まい確保のハードルが下がりました。

☞ 認定業者の一覧は国土交通省のホームページにて公開されています。

（令和7年12月末時点で6者が認定を受けています。）

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr7\\_000064.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000064.html)

## 5 “入居後の変化やトラブルに対応できる” 住宅の創設

高齢化や単身世帯の増加、それに伴う孤独死や家賃滞納といった不安は多くの家主にとって現実的な問題となっています。これらの不安を解消するために、今回の法改正により、①要配慮者に対する日常の安否確認、②定期的な訪問等による見守り、③入居者の状況変化に応じた福祉サービスへのつなぎ、主にこれら3つのサービスが附帯した賃貸住宅として「居住サポート住宅」の認定制度が新たに創設されました。認定に当たっては、事業者に対する要件のほか、附帯するサービス（＝居住サポート）の要件、住宅の要件があります。

サービスについては、入居者の日常の安否確認を、1日1回以上、通信機器や訪問等により行ったうえで、1月に1回以上は訪問等により、心身・生活状況を把握し、その上で、状況に応じて、アドバイスをを行い、行政機関や福祉サービスの事業者につなぐことが求められます。

住宅については、床面積や耐震性の要件のほか一定の設備に関する要件等があります。

運営の形態としては、大家さんが住宅を貸し、居住支援法人等が居住サポートを提供するケース、居住支援法人等がサブリースで居住サポート住宅事業を実施するケース、大家が自らサービス部分を委託するなどして、居住サポート住宅を運営するケースなどが想定されています。

居住サポート住宅として認定を受ければ、前述した認定家賃債務保証業者による債務保証が原則利用でき、さらに入居者が生活保護受給者の場合は、住宅扶助費（家賃）が保護の実施機関である市役所等から直接大家さんに支払われることが法律上原則化されました。また、居住サポート住宅としての要件を満たすための改修工事費等に対し、国からの補助金が活用できます。

☞ 居住サポート住宅の認定は認定を受けようとする住宅の所在地が市の区域の場合は、各市にて、町の区域の場合は、県にて行います。

☞ 国が運営する「居住サポート住宅情報提供システム」により全国の居住サポート住宅の情報が検索できます。

<https://support-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>

## 6 おわりに

今回の法改正により、大家と住宅確保要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境の仕組みは整ったところではありますが、現実的な運用はこれからとなります。本日紹介した制度をうまく活用することで、大家の不安の解消、要配慮者の住まいの確保が進めばと思っておりますので、今後とも、皆様方の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

# 不動産業界についての考察

総務・財務委員長 樋口 範明

戦後の住宅不足と不動産取引のトラブル激増を背景に、昭和27年(1952年)に消費者保護と取引の適正化を目的として、宅地建物取引業法が制定公布されました。この時、業者が登録制になり、昭和32年に宅地建物取引員制が誕生。昭和39年宅地建物取引主任者へ名称が変更され、免許制へと移行しました。昭和42年重要事項説明の義務化、昭和47年に弁済業務保証金制度が導入され、消費者保護の考え方が浸透。その後、いくつかの経済的混乱の中、さらに業界は進化しながら、平成27年宅地建物取引士に名称を変更され、悲願の士業の仲間入りを果たしました。



人と住まいを、  
笑顔でつなぐ。

過去20年間の宅地建物取引業者数は、平成17年から平成25年までは減少していたのですが、平成26年から継続的に増加傾向し続けて今に至っております。この増加は、直ちに市場の競争激化と結論づけるのは早計といわれています。その理由は、現在の業者の事業領域について特定分野(売買/賃貸/管理)に特化した専門業者が含まれているし、単に不動産の自己所有の為の業者、また、免許を保持しながらも年間を通じて実質的な取引実績を持たない、全く別分野の本業を持った休眠的事業者も多数含まれているからです。

では、年間の取引件数は実際どのくらいあるのでしょうか? 指定流通機構(REINS)の成約報告によると平成27年度以降17~18万半ばで推移しているとのことですが、REINSに成約報告されていない物件の取引はカウントされておりません。そこで、公益財団法人不動産流通推進センターの不動産統計集によれば、法務省登記統計に基づく土地取引件数のみで、令和6年は約13万件です。この時のREINSでの土地取引を除く成約報告は、141,028件ですので、この合計27万件以上の取引がされていると推定できます。

衣食住のひとつなので無くなる業界ではありませんが、その業務はIT技術の進歩や不動産電子取引の全面解禁、それに合わせた顧客の情報収集方法の変化により、対応を迫られています。自社の経営戦略のオリジナル性が問われる時代となりました。取引件数では、大手36社がその85%を占める業界でもありますので、地域の不動産業者としては、地域業者間の益々の連携が重要であり、それをバックアップできる全国組織が協会であると確信しています。

# 協会の動き

R7年12月1日～R8年2月28日

## 12月

- 2日（火）新規開業者・従業者研修会
- 18日（木）入会審査委員会・執行役員会

## 1月

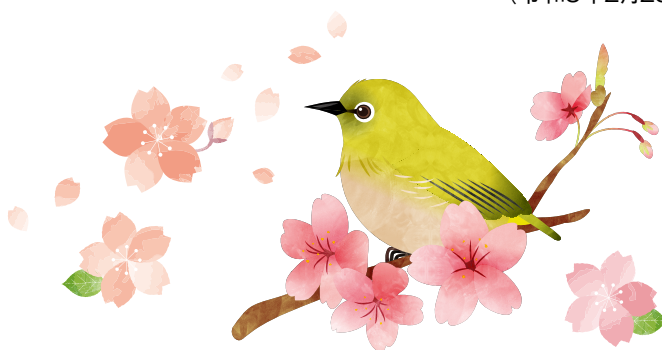
- 14日（水）宅地建物取引士法定講習
- 15日（木）入会審査委員会・執行役員会
- 27日（火）相談・苦情処理委員会
- 29日（木）理事会・幹事会

## 2月

- 3日（火）宅地建物取引業者研修会
- 6日（金）事業者向け空き家対策セミナー
- 18日（水）入会審査委員会・執行役員会

地区数	会員数			正会員 合計	準会員 (支店等)
	法人	個人	合計		
高松西	73	16	89	9	
高松北	63	17	80	5	
高松光洋	57	9	66	6	
高松東部	74	20	94	6	
高松栗林	35	9	44	3	
高松南	76	23	99	22	
高南	55	23	78	0	
大川	20	17	37	0	
坂出	49	11	60	4	
丸亀	74	24	98	12	
仲多度	34	19	53	0	
三観	78	34	112	5	
合計	688	222	910	72	

(令和8年2月28日現在)



## 会長のコラム



令和8年の税制改正大綱では、全宅連・全政連等の要望活動が実を結び、低未利用地の適切な利用・管理を促進するための

特例措置いわゆる100万円控除の延長が盛り込まれ、3月末には法案が成立する見込みです。

地方においては、少子高齢化が益々深刻化し、空き家空き地問題の一因ともなっております。一昨年改正された低廉な物件の報酬額見直しに併せ、特例措置延長による不動産物件の流通が促進されることを期待致します。

## 【表紙写真】

### 高松市 鹿の井出水

高松市太田下町にある「鹿の井出水」は、1122年の干ばつ時に鹿が現れ、土を掘ったことで水が湧き出たという伝説があります。桜の季節には、多くの花見客で賑わいます。

令和8年3月15日発行（第239号）

発行人 公益社団法人香川県宅地建物取引業協会  
会長 吉田孝一

編集人 総務・財務委員会  
委員長 樋口範明  
副委員長 大西一正

高松市松福町1-10-5（香川県不動産会館）

TEL 087-823-2300 FAX 087-823-1212

ホームページアドレス

https://www.takken-kagawa.jp

メールアドレス info@takken-kagawa.com

# 令和8年度 宅地建物取引士法定講習のご案内

令和8年度の宅地建物取引士法定講習のスケジュールが決まりましたのでお知らせ致します。

なお、オンラインによるWEB法定講習も実施致しておりますので、併せてご活用賜りますようご案内申し上げます。(詳しい内容は協会ホームページをご覧ください)

## WEB講習のご案内

受講料	16,500円《受講料12,000円・証交付手数料4,500円(香川県収入証紙代)》(非課税) *別途テキスト郵送料必要
申込方法	<p>① 現在保有する宅建士証有効期間の概ね6～3ヶ月前まで受講可能。          ※受講開始日の3ヶ月前まで(受付から受講開始日までは最長2ヶ月程度要する場合がございます)          ※毎月最終週金曜日もしくは第1週金曜日受付締切り          下記サイトから必要項目を入力、クレジットカード・コンビニ決済で受講料決済          (変更を伴う更新等は香川県宅建協会までご連絡ください)  <a href="https://www.takken-kagawa.jp/legal-seminar/">https://www.takken-kagawa.jp/legal-seminar/</a></p> <p>② 受講案内メール着信、テキスト・受講案内          ③ 受講開始(概ね4週間のうちに受講)          ④ 宅建士証引換票・旧宅建士証と引き換え交付          (返信用切手別途必要)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>・受講期間(概ね1ヶ月間)であればいつでも受講可              ・新規の方もWEB申込可              ・顔写真もアップロード可能</p> </div>

## 座学講習のご案内 (講習映像の上映による講演)

	講習指定日・会場	受講対象者(新規及び有効期限)	申込受付期間
第1回	令和8年5月12日(火) サンメッセ香川	令和8年5月12日～ 令和8年11月11日までの方	令和8年3月23日(月)～ 令和8年4月3日(金)
第2回	令和8年7月16日(木) サンメッセ香川	令和8年7月16日～ 令和9年1月13日までの方	令和8年6月1日(月)～ 令和8年6月12日(金)
第3回	令和8年9月8日(火) サンメッセ香川	令和8年9月8日～ 令和9年3月7日までの方	令和8年7月21日(火)～ 令和8年7月31日(金)
第4回	令和8年11月10日(火) サンメッセ香川	令和8年11月10日～ 令和9年5月9日までの方	令和8年9月28日(月)～ 令和8年10月9日(金)
第5回	令和9年1月13日(水) サンメッセ香川	令和9年1月13日～ 令和9年7月12日までの方	令和8年11月24日(火)～ 令和8年12月4日(金)
第6回	令和9年3月9日(火) サンメッセ香川	令和9年3月9日～ 令和9年9月8日までの方	令和9年1月25日(月)～ 令和9年2月5日(金)

【会場】サンメッセ香川(高松市林町2217-1) 受付期間は、土日・祝日は除く

【講習時間】9:00～9:25受付 9:25～16:50講習(11:55～12:40昼食)

受付場所	(公社)香川県宅地建物取引業協会(郵送も可)
必要書類	<p>① 交付申請書(楷書で見やすく記入してください)</p> <p>② 受講票(受講番号を記入しお返しします)</p> <p>③ 顔写真(必ずカラー写真)3枚(縦3cm 横2.4cm)</p>
費用	16,500円《受講料12,000円・証交付手数料4,500円(香川県収入証紙代)》(非課税)

詳しい内容は協会ホームページをご覧ください。(更新対象者には個別にご案内を郵送しております)

問い合わせ先:(公社)香川県宅地建物取引業協会 TEL:087-823-2300

